

第百十二回国会 大蔵委員会 議録 第二号

昭和六十三年二月十六日(火曜日)

午前九時五十一分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君 理事 太田 誠一君

理事 中川 昭一君 理事 中西 啓介君

理事 中村正三郎君 理事 中村 正男君

理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君

新井 将敬君 井上 喜一君

今枝 敬雄君 江口 一雄君

遠藤 武彦君 大野 功統君

金子 一義君 小泉純一郎君

笹川 堯君 杉山 憲夫君

戸塚 進也君 鳩山由紀夫君

堀之内久男君 村井 仁君

村上誠一郎君 山中 貞則君

山本 幸雄君 緒方 克陽君

沢田 広君 堀 昌雄君

三野 優美君 武藤 山治君

橋本 文彦君 日笠 勝之君

森田 景一君 矢追 秀彦君

安倍 基雄君 矢島 恒夫君

出席國務大臣 大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員 大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵大臣官房審議官 瀧島 義光君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

国税庁次長 日向 隆君

農林水産大臣官房総務審議官 鶴岡 俊彦君

農林水産大臣官 水産庁長官 田中 宏尚君

委員外の出席者

総務庁行政管理局長 伊原 正躬君

科学技術庁研究開発局ライプサイエンス課長 曾我 紘一君

科学技術庁研究開発局海洋開発課長 千々谷真人君

厚生省社会局長 眞野 章君

農林水産大臣官房審議官 赤保谷明正君

農林水産省構造改善局農政部長 野田 哲也君

農林水産省畜産局畜政課長 東 久雄君

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長 太田 道士君

通商産業省貿易局輸入課長 川嶋 温君

運輸省運輸政策局環境課長 木本 英明君

海上保安庁警備救難部管理課長 西山 知範君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

二月五日

辞任 井上 喜一君

今枝 敬雄君

江口 一雄君

遠藤 武彦君

安倍 基雄君

同日 辞任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

補欠選任 佐藤 文生君

砂田 重民君

小此木彦三郎君

原田 憲君

檜崎弥之助君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

小此木彦三郎君

佐藤 文生君

砂田 重民君

原田 憲君

檜崎弥之助君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

○越智委員長 これより会議を開きます。

二月十二日 新大型間接税の導入反対に関する請願(世沢利久君紹介)(第六八号) 同(中路雅弘君紹介)(第二一八号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案 (内閣提出第一号) 昭和六十二年水田農業確立補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。趣旨の説明を求めます。宮澤大蔵大臣。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。昭和六十二年における異常な赤潮による養殖ハマチの大量死亡等に伴い、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが著しく増大するため、支払い財源に不足が生ずる見込みであります。本法律案は、この勘定の保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和六十二年において、一般会計から、六十七億五千八百七十七万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定におきまして、決算上の剰余を生じた場合には、この繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければなら

らないことといたしております。
以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○越智委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大蔵大臣はいなくなりましてから、私の質問の通告は既に一週間前レクチャーしましてそれぞれ十分御勉強もなされたことだろうと思っておりますので、ひとつ簡潔、明快にお答えをいただきたいと思っております。

最初に、今までの水田の關係で、毎年大蔵委員の同僚の議員によって、いわゆる減反に対する補助、こういうことで議員立法として提案をしてきているわけでありまして、しかし、今までもいろいろな角度から批判もありましたし、あるいは努力目標もあつたわけでありまして。

最初に農林の方にお伺いをいたしますが、この減反の実績表というものをいただきました。この実績表は、こういうことになつてきているというのですから、毎年の耕作面積はそれだけ減つていかなければならないというふうに思いますが、いわゆる耕作面積の方の表を見ますと減つていないというところがあります。その耕作の結果とそれから現在の耕作面積を、この二、三年で結構ですから、農林の方からお答えをいただきたいと思っております。

○赤保谷説明員 お答えを申し上げます。

耕作の状況、それと耕作面積はどうかという御質問でございますが、今年度から実施をいたしております水田農業確立対策、その耕作等目標面積は、前の対策に比へまして十七万ヘクタールふやまして七十七万ヘクタールということでございます。

ます。それで、その結果でございますが、昨年九月三十日現在の取りまとめによりますと、七十八万九千ヘクタール、約一〇二%の実施率となつております。そのうち、他用途利用米の生産とか水田預託とかそういうような面積が十八万一千ヘクタール、このうちに、特にみずから転作を実施することが困難な農家等が農協等に水田を預託をいたしましたして、作付はされておられませんけれどもも耕作可能な状態に管理することとされている水田預託の面積、それは全体の転作等実施面積の五・三%に当たります四万二千ヘクタールとなつております。

○沢田委員 私は、転作なり輪作もあると思つてますが、このごろ輪作が出てきておられますけれども、どれだけ耕作しているかということをお聞きしたいわけですが、お答えがない。ちよつと数字を申し上げますと、水稲で、昭和五十五年からいきまして二百三十五万、五十六年が二百二十五万、五十七年が二百二十五万、五十八年が二百二十四万、五十九年が二百二十九万、六十年が二百三十一万、こういう数字が耕作面積として続いているのです。今言つたように、前は六十、七十、三カ年間でやつたわけですね。それで今度は七十七万やるとのだからです。ばかに耕作といわゆる報告とがすれ違つているのではないのか。今お答えしにくければ、あなたこの数字を持つてないのかも知れませんから、ちよつと後者と相談して、言つていられる言葉とこつちで言つていられること、この耕作面積の減少がないのはどう理由によるものなのだとお伺いしたいと思つております。

それからもう一つは、今度は大蔵省の方へ聞きますが、税金の申告を五十万以上と五十万以下で区切るわけですが、どの程度の申告が来ているのか、どれだけ効果を上げていっているのかというふうにはお聞きがたい。その点は、大蔵省としては、議員立法で上げた法律案の届出状況とか一時所得の無申告の状況とか、せめてその程度の集約はしていいのではないのかというふうな

思つておりますが、その点国税庁の方からお答えいただきたいと思つております。

○日向政府委員 米の転作補助金については、今委員がおつしやいましたように、一時所得とみなされておられますところから、その交付額が一時所得の特別控除額五十万円を超えている場合であつてなお他の農業所得と合算して納付税額が出る場合に申告されるということになつております。

実際に、農業所得者、直近の六十一年分で見まして、三十二万人のうち約一万二千人が一時所得を有する者として私も税務統計上把握しているわけでありまして、問題は、今委員が御指摘になつたように、この一時所得を有する者として申告された約一万二千人の中で、転作補助金に係る一時所得がどのくらいあるかということでございます。これはただいまのところ私も統計上これを把握していませんので、これについて正確にお答えすることはできないことを御理解いただきたいと思つておられます。ただ、私も先ほど申し上げました理由からしまして、転作補助金に係る一時所得を有する納税額がある農業所得者として申告している人はそんなに多くないというふうには推定されます。また、現に私も今把握しております一時所得を有する農業所得者約一万二千人から見ますと、転作補助金について他の所得者として申告している者がいるといつても、その数はそれほど多くない、こう思われます。多目に見ても、約一万二千人の一時所得を有する農業所得者という、この程度の数字ではないかと思つておられます。私どもこの申告状況につきましては今後とも十分注意してまいりたい、かように考えております。

○沢田委員 では、農林ではどの程度把握しておりますか。

○赤保谷説明員 私どもの方では具体的に把握はいたしておりませんが、毎年議員立法という形でお世話になっておられるいわゆる臨時特法の効果、これにつきましては、先ほど申し上げまし

たように、耕作面積も毎年ふえておるといいますか、特に今年度かなりふえたわけでございます。昭和五十三年度以降、農家の方々の御理解と御協力をいただきまして、おかげさまでこの十年間耕作目標面積一〇〇%を達成できております。これもこういう臨時特法の効果が非常に大きいものとして理解をいたしております。

○沢田委員 総額金額は六億円だ、こういうふうには言われておりますが、その程度ですか。

○赤保谷説明員 大体そのように理解をいたしております。

○沢田委員 集約はしていません。この前の国会でも私は言つたが、国会で議員立法で出した法律の集約を行政府が全然知らぬふりして行つていられるのはけしからぬ。行政府がつくつた法律に対しては熱心だが、国会の方で議員立法でつくつた法律に対しては極めて不熱心である。三年前にも集約をしつと申した。集約はしない。そういうことで、どういふ地域にだけだけのがあつたかということとはほとんど皆無、農林關係においても全然集約をしていない。

国税庁の方でも、これは挙げるのはやめませんが、「昭和六十年分申告所得税の青色申告の主な特典」というのが一から四十二まである。四十二まである中にもこれは入っていない。これは極めて零細なものも、それこそ必要経費に算入される家事の関連費まで一応入つていられるのですが、ない。それから、国税庁の統計年報の中の各都道府県別の農業所得の中の申告者の六十名とか三十名とか、専業農業者の中にもこれも恐らく出てきていないというところ、ある意味においては国会軽視である、こういうことを前の国会のときにも言つたわけでありまして。だから、少なくとも農林省は、我々が、国会が一生懸命になつてやつていながら、どれだけ効果があるのか全く不明である。ここ数年続けてきているけれども、どれだけかそれによつて助けた人がいるのか。六億円という金額は出ていられるけれども、推定なんであつて、これはつきりしていません。それは調査をしますとい

う回答があるのです。ちっともそれをしていない。調査をしようと思ってもできないのだからと
思うのです。

だから、これは委員長にも話するのですが、これは少し思わせぶりのぶりっ子の法案であって、要すれば、この法案が出ることによって、申告しなくていいですよという、免税というか、水戸黄門の印籠みたいな役割をこの法案がしているのではないのか。減反した人がある意味においては申告しない、これで申告することを免除されているんだと解しているのではなからうかというふうにさえ思うのです。一人ぐらいいったと、二人ぐらいいったとかいう話が出てもいいと思うのですよ。全然ゼロというのは、我々実は北海道に一部あるだろうと思いますが、全然出てきていないという事は、果たして法案の効果そのものがあるのかどうか、改めて見直す時期に来ているんじゃないかという一つの見方もできると思うのであります。農林も全然熱意がない。三年前にも言ったけれども、全然いまだに報告がないということになれば、迷惑な法律だというのが農林省の本音なのかもしれぬと思うので、その点どつちなんでしょうか、もう一回答弁してください。

○赤保谷説明員 お答え申し上げます。

決して迷惑なんということは考えておりません。本当に先ほど申し上げましたとおり農家の方々は非常に御苦労されて転作をしております、その際にも、このいわゆる臨時法の効果は大きいと考えております。

それから、減税額の試算でございますが、先ほど先生がおっしゃいましたような約六億というふうには試算はいたしております。それとあと、農所得の申告をしている方、農家四百万のうち百万ちよつと、約四分の一、水田農業確立対策における転作等を実施している農家の戸数が約三百二十万戸でございますので、その四分の一といえますと、八十万戸の農家が税の申告をするときにこの制度も十分念頭に置いて理解をして申告をしていられるというふうに理解をしていられるとござい

す。
○沢田委員 理解だけしているのだけれども、結果的な数字には出てきていないという事は、税務統計の方にも全然上がってこないのですよね。だから、この四十二項目ある特別控除の項目の中にも上がってこない。全然あらわれてこない。これは「第一一回 国税庁統計年報書 昭和六十年年度版」こんな厚い、この中にも、一つも、一字も入ってきていない。いかに把握ができていないか、こういうことだと思つて、これはひとつ今後十分注意をして、来年はまた同じように七十七万ずつこれから三カ年間にわたってしようけれども、これは途中でやめた方がいいのじゃないか、これは農林省も今は殊さらに効果があるのだと言つておられるけれども、ちっとも効果をあらわそうとしない。要するに、議員立法で出したのだから議員の連中に功績を上げさせるのは胸がそが悪い、だからなるべくこういうのはわからないようにしてしまおうという農林省のたくらみかなというふうにはさえ思わざるを得ないのであります。それが答えなくていいですよ。それは答えなくていいが、そういうことを言われたいようにひとつ農林省としても対応してください。

それから、減反の進め方なのであります。減反を個人の自由意思に任せておける方法はやめたらどうか。都市計画法と同じように、用水の一番末端なら末端、あるいは都市化している隣接なら隣接区域、家庭雑排水も入ってくることで、その道路なら道路からは右とか左側は減反、そういうふうには、どうせ減反を進めるとすればそういう計画性があつていいのではないのかということも提案しているわけです。これは、虫食状態になることは他の農地も非常に困るので、雑草が生えれば雑草は風で飛んでいつどこへでも草をまき散らすし、それから一つの減反をしたことによつて用水の供給は倍の力を必要とする。遠回りしていかなくてはならない。そういうふうなこともあるというので、減反とその自主性という

ものについてはある程度の整合性をとつたらどうか、そうすれば、用水の供給の確保あるいは排水の便利さあるいは家庭雑排水との調整、こういうものに一つは方向づけられる、こういうふうな思

○赤保谷説明員 転作をする場合にそれを団地化をする、そういうことにおいて用水の問題、排水の問題、さらには団地化をいたしますと生産性が向上いたしました。転作物の生産コストが下がる、そういう面もございします。私どももいたしましても、できるだけ団地化を進めるといふことでこの水田農業確立対策を推進しておるわけでございします。

そのときに、規模の拡大とか生産の組織化、そういうようなことで生産性の向上を図りながらやつておるわけですが、いわゆる転作奨励金といふますか加算制度に意を用いておりました、転作田の団地化による作業規模の拡大を図るとか、あるいは農地の流動化を通ずる規模の拡大とか、あるいは担い手を中心とした生産組織の育成、そういうことを推進することといたしまして加算制度を設けているところでございします。

強制的にといひますか、言葉は適当でないかもしれませんが、制度をつつて団地化を進めたらどうかという御意見でございますが、地権者との関係その他ございまして、今申し上げましたような誘導措置でできるだけ団地化を進め、それで転作物の生産性の向上を図る、そういう方向で進めておるところでございします。

○沢田委員 それではもう対応できなくなつてくるのだから、ある程度そういう先を見た対策が必要だと私は指摘をしているので、今同じような答弁をしておつてはこの対策にはならないのですよ。結果的にはガツト違反にもなつていられるけれども、今の円高の状況からいけば、一万四千人か五千人の人間で五百万トンの米をつくるアメリカと三百六十万人の人間で一千二百万トンぐらいの米をつくる日本とが果たしてこれから価格の上においても太刀打ちができるかどうかというの、火

を見るより明らかでしょう。その実態はどう考えていますか。カリフォルニアの米だけで見ても、現状を見ても、今言つたような数字は出てきているわけですね。そういう実態に対してあなた方はどういふ評価をしているのですか。しかも、食べてみればうまい、こう言うのだ。そういう状況に

○赤保谷説明員 カリフォルニアの米作等との比較をしてどう日本の稲作を持っていくのか、どう見ているのか、こういう御質問でございします。アメリカの稲作の経営規模は非常に日本とは比較にならないほど大きゅうございまして、そこに対抗するような形で稲作経営というのはなかなか現実の問題として難しいとは思つております。ただ、できるだけ消費者に納得の得られるような価格で米のみならず他の農産物も供給する必要があるということございまして、そういう方向で一昨年農政審から答申が出ておりますが、そういう方向で農政を進めておるところでござい

土地資源の制約その他ございまして、できるだけ安くコストを下げた農業生産ということと努力をしておるわけでございしますが、アメリカと比較されますと、やはりそういう外的な要因、土地資源、規模の問題、地価の問題等々ございまして、なかなかそこまで対抗するところまでは現実の問題として難しゅうございしますが、できるだけ消費者の方々にも納得の得られるような価格と

○赤保谷説明員 比較されればと言つておられるけれども、現実的にそういうふうな状況に現在ほかのものも来ておるわけでしょう。農林だけが別枠でいるわけにいかないでしょう。肉もそうなつてきましたね。いよいよそういう状況に迫り込まれておるわけでしょう。それに対して、ただ今までのような状態を続けることによつて、単にこの程度

(委員長退席、大島委員長代理着席)

○赤保谷説明員 カリフォルニアの米作等との比較をしてどう日本の稲作を持っていくのか、どう見ているのか、こういう御質問でございします。アメリカの稲作の経営規模は非常に日本とは比較にならないほど大きゅうございまして、そこに対抗するような形で稲作経営というのはなかなか現実の問題として難しいとは思つております。ただ、できるだけ消費者に納得の得られるような価格で米のみならず他の農産物も供給する必要があるということございまして、そういう方向で一昨年農政審から答申が出ておりますが、そういう方向で農政を進めておるところでござい

土地資源の制約その他ございまして、できるだけ安くコストを下げた農業生産ということと努力をしておるわけでございしますが、アメリカと比較されますと、やはりそういう外的な要因、土地資源、規模の問題、地価の問題等々ございまして、なかなかそこまで対抗するところまでは現実の問題として難しゅうございしますが、できるだけ消費者の方々にも納得の得られるような価格と

○沢田委員 比較されればと言つておられるけれども、現実的にそういうふうな状況に現在ほかのものも来ておるわけでしょう。農林だけが別枠でいるわけにいかないでしょう。肉もそうなつてきましたね。いよいよそういう状況に迫り込まれておるわけでしょう。それに対して、ただ今までのような状態を続けることによつて、単にこの程度

減反で農家が立ち行くと思いませんか。どうしたら立ち行けるような方法をとらうとしておるのですか。言ってみてください。一万四千人の人間で五百万トンをつくるというアメリカの能力とこの日本三百六十万人の人間で一千万トンつくっている実態の中で、どういふ勝負の仕方をこれから農林省は考えているのですか。

○赤保谷説明員 現実の問題としてなかなかアメリカのようなところと対抗するのは難しいかとは思いますが、できるだけ生産性の向上を図るといふ方向で、例えばこの水田農業確立対策におきましても、生産の組織化を進める、あるいは団地化を進める、あるいは規模拡大を進める、そういう方向に誘導するための加算制度を設けて水田利用再編対策も進めておられますし、また稲作そのものにつきましても、昭和七十年ごろに想定される機械化体系、中型体系、大型体系でやりますと、生産コスト、労働時間もかなりの低減を図られるという試算も出ておられますので、一挙にというわけにはまいりませんが、徐々にでございますけれども、そういう目標に向けて、来年度の予算でお願いをしておることではございますが、高生産性水田農業の確立を図るためのモデル事業も実施をし、そういう波及効果をねらっていくという方向で努力をしておるところでございます。

○沢田委員 農林委員会に行けば、同じ族という言葉があるけれども、そういう形でやや保護的な発言が多くなつてきて、そういう危険なものに対する対抗措置というものを考えることが割合おそろそかになる。これはそれぞれの委員会がそういうことの傾向を持っている。だけれども、大蔵委員会に来れば、ガットの勧告農産物にしても、みんな泣いて大騒ぎしたわけでしょう。国会の中だつて大変な騒ぎをして、今日やむなく受け入れざるを得ないという結論を出しているわけですね。一方で輸出をしているのですから、一方で輸入はしないよというわけにはいかない。一方通行にはいかない。結果的にはどこかで痛みを感じる者が出てくるはずなんですよね、黙ってれば、だか

ら、それに対応する措置を今からつくつていかねかつたら、しおしお嫌だと言いながら、まあ嫌だ嫌だと言いながらしようがないやというところへおつつけているのが今の政府のやり方じゃないですか。みんなそうなんです。そのことはもうわかり切つておる。これから牛肉の問題だつてそういう状態になることはわかり切つておることだ。わかり切つておることだけれども、表向きは嫌だ嫌だと言つておる。嫌だ嫌だと言つておいて、最後は、しょうがないや、あきらめるか、こういう形の政府のやり方です。これはひききょうです、政治家としては、私はそう思う。私は、先が見えるのなら見えるように決断をしてその対抗策を早くおとすというところが政治家としての使命だと思つておる一人です。ですから、そういう立場においては勇気が必要ですよ。それは支持者からはおまへ何だと言われるかもしれぬ。しかし、それでも、そういうことは一方通行ではないかというのだ。では、輸出をやめるか。やめられないですよ。とすれば、どこかでその痛みを感じなければならぬのが日本の国の状態です。ですから、そういうことを考えたときには、どこならいいんだと——おれのところにおつつからなければ都市計画は賛成だけれども自分のところにおつつかつたら都市計画は反対だという論理と同じなのだ。そういうことではやはりこれからの農林はともやつていけないのですよ。

それで、次の牛肉の問題に入りますが、私は畜産事業団をなくしたいと思つておる。こんな畜産事業団を置いておいては、消費者には迷惑をかけ、汚職は起り、そして値段は高い。もう言うことなしだ。そういう状態において置いておく意味はない。でなければ、もう一つ畜産事業団をつくつて競争させる。そして、どちらが国民のためになつておるかということをおそれそれが評価をとつてもらうことが必要だと思つておる。これはだれに見せるのがいいか、新聞の中に入つてきた牛肉の広告ですが、「国産牛肉のお求め

は、このマークの指定協力店でどうぞ。牛肉はサシキョーといつて大体三百九十円というのが普通相場だ、こういうふうになつていったんだが、それが、百グラム単位で言つていますが、二百六十円。もも肉が三百円になつておる。指定協力店はこういうふうになつておる。こういうものが新聞の中に入つてきておる。これは和牛ということですが、大臣なんかは見ておる暇はないかもしれないから、政務次官、これから大臣になるのだから、後でよく見ておいて。そういうものが新聞の中に入つてきておるのだ。が、実際の我々消費者が牛肉を買うときには少しも安くはない。だから、牛肉には敵が多い。畜産事業団は農林団体の外郭団体というふうな思惑がある。だから、結果的にはそういう農業団体の補助金だけに中心を置いて消費者に還元することをとおすかになつておる。これから本場にアメリカやその他の国々から入つてくるようになってきたら、果たして本場に太刀打ちできるのかどうかということになつたら、これはなかなか太刀打ちできない。はつきりしておるわけですよ。

（大島委員長代理退席、委員長着席）
それを内部だけの留保で一千億ぐらいか、倉庫に入つておるだけで一千二百億ぐらいの倉庫料を納めて、そして役員だけがだぶついた金を使つて、そして農林団体へだぶつた金は適当にまた、あとは言わないけれども、やつておる。こういうことでは、もう一つ畜産事業団をつくつて、そして間接的に国民の消費を上げることによつてあるいは生活が楽になる、あるいは畜産事業団のように補助金ばかり配つておつても効果も上がらない、どちらが本場の国民のためになる行政かというのを一回試してみたいか、さもないか、れば畜産事業団をなくしてしまつた方がいいか、自由にしてみたらどうかというふうには私は思つておる。畜産事業団の方は畜産事業団の方で、こういう補助金でやるんじゃないかと、自立体系をつくることに本腰を入れなければいかぬですよ。補助金で食つていくという形をとつていたのでは自

立はできないのですから。補助金を出しておけばまたガットにやられるのですから。そういう状況について総合的に農林省から答えください。
○東説明員 お答えさせていただきます。
畜産振興事業団でございますが、これは畜産物の価格安定等に関する法律という法律に基づいて設立されておるものでございまして、この事業団の任務といたしまして、牛乳、乳製品並びに指定食肉といたしまして今は豚肉と牛肉でございますが、この価格安定ということが大きな任務でございます。そのほか、生産振興、それから流通の合理化等をおこなうことが任務とされておる。

現在のところ差益が出ておるのは牛肉でございます。この価格安定制度の運用上、上限価格と下限価格を決めてその中に価格を安定させるといふ制度を牛肉についてはとつておられます。関係上、国際価格との差額がございまして運用上の一時的な差益が生じておるという状況でございます。一時的と申しましたが、今のところは差が大きいものですから恒常的に生じておる。これにつきましても、法律に基づきましてこの差益をもつて生産及び流通の合理化並びに消費拡大対策に使用するというふうな限定を受けておる。そして、これらの方向にその差益金を使つておるといふことが現状でございます。例えば六十一年度の差益金につきましても、生産対策、これは生産合理化の方向へ使つておりました。これはさらには生産合理化を通じて安いものを供給していく体制をとつていくためのお金でございますが、これが三百二十八億ほどに對しまして、流通、消費については二百五十六億ほどの金を使つておるという現状でございます。御理解いただきたいと思つておる。

○沢田委員 汚職のことを一言ぐらゐ謝つたらどうかなという気がするのですが、全然そういうことを触れないでしばらくおられるというの態度がよくないですね。ちよつと、じゃ、あなたの方の決算書から言つと、

二百四億不用額がこの価格安定事業費で出ておる。その一番主なものは輸入牛肉買入れ保管事業費、百九十二億出ておる。私は、消費者にも幾らかこういう利益を還元しろ、こう前に言った。前は、肉の日だから二十九日、憎らしい、こう言ったのだが、二十九日を肉の日にした。それ以外にもせめてもう一日つくつたらどうだ。和牛の広告はそのうち一部消費者に還元しろというものは本当にさきやかな要望だが、しらばくれて実行に移さない。それで指定店だけしかやらせない、こう言う。そういう形のことをいつまでもやっているつもりなのかどうか。そして、倉庫保管事業費で百九十二億も余らして、一千二百二十一億も保管事業費に使っておる。こういう形のものが果たして正常な価格安定作業と言えるか。保管業務だけにべらぼうに金がかかってしまつて、結果的に生産者にも行かないし消費者にも行かない。倉庫料というか、保管業務はそれ以外の薬品というか防腐腐などの管理もあるでしょうけれども、そういうところだけの費用で結果的には一千億も使つていくという形になつてしまふ。決算書だけではそういうことである。

それから、財務諸表の中で言つても同じことが言える。これはいわゆる資産と負債の方の関係でありますけれども、有価証券なんかは物すごく持つておる。棚卸資産も二百三十八億持つておる。そして有価証券も百三十億持つておる。現金・預金も八百三十六億持つておる。こういう決算をどこもチェックするところはないのか。しかも、退職給付引当金をとつても六億八千万持つておる。それで政府出資金が何と八十三億ある。

それから損益計算書を見て、これは売つて買つてだから、売買事業費として一千百三十九億上がつていますけれども、そのかわり売買利益は結果的には五百億も上つておるのだね。五百億も上つておる中で、それがすべて農林団体等だけで、学校給食も幾らか使つていますけれども、全然消費者の方には行き渡らないような、そういう運営

というものは汚職の起る温床だよ。

だから、政務次官、私はこつちから答弁をもらわなくてもいいから、いづれにしても一応見直しをする。会計検査院は呼んでないんだ、かわいそうだから。呼んでないけれども、一応見直しをする。財政もそう。人事もそう。運営もそう。もう一つつくるか。これからアメリカから来るガットの牛肉の問題にどうやって日本が対応するのかわからない。姿勢をきちんとつくらなければ、こんなこといつたらまるつきりやられてしまふよ。恐らくそういうふうになるでしょう。——あなた方の答弁は要らない。

○太田説明員 だいたい先生の方から大変厳しい御指摘があつたわけでございますが、昨年事業団で汚職が起きましたことを私どもも大変遺憾に思つておるところでございます。大変世間をお騒がせして、心からおおわびを申し上げたいと思つております。

今先生から御指摘ございましたように、事業団のこういう事件を踏まえまして、私どもとしては、事業団の売買方式なりそういう問題を、事業団を含めて、事業団内部で十分に検討して今後の対応をしていただくということで、現在そういう作業を取り進めておるところが一つございませう。

それから、今事業団の問題につきまして、売買事業は一千百三十九億でございますけれども、これは年間を通じての買入れ費でございます。片つ方で売り上げがあるわけでございます。それで、棚卸資産もその間の年度の初めにどれだけ牛肉が在庫にあるかということがあらわれておるものだとおもうことございまして、売買を通じる作業上そういうものが計上されておるのだということでもひとつ御理解いただきたいと思つております。

もう一つは、去年も先生の方から肉の日等で御指摘をいただいたわけでございまして、私どもも肉の日の売り渡しを偶数日について拡大しております。その発想をもちまして、先ほど先生御指摘のパンフレットがあつたわけでございませうけれども、

も、国産牛肉についても、割高感が非常にあるというところを踏まえて、乳雄につきまして、特定の部位について月の二週間、十日の週、それから最後の週、そういうときにできるだけ安い、割安感が出る形での売り渡しができるように、日本食肉消費総合センターを通じて各県の肉屋さんの団体からこういう安売りをしていくということで消費者の理解も得られるように努力しておるということでございます。

いづれにいたしましても、私ども事業団は、現在国産が全体需給の七割で輸入は三割でございますから、現実には国際価格の差がある以上、国産の需給と外国の輸入というものを適宜調整する機能ということ、事業団の役割というものは私どもも大変重要だということに理解しておるということでもひとつ御了承いただきたい、こういうふうにおいます。

○沢田委員 答弁要らないと言つたのは、了承しないからなんだ、もともと。だから、さつき言つたように、改革案を考えなければ、これから来るガットの、恐らくあなた、提訴されるか解決するかなんかしなければいけません。これは、今、この状況に追い込まれておる現在、今のような答弁でこれが牛肉の輸入を阻止できると思つておる。結果的には泣き泣きそうなるという状況をつくることになるでしょう。だから、答弁が要らないと言つたのは、そんな答弁でございませう。でも、切れない世界情勢というものが一方にあるということを考えて対応していかなければだめだということを私は言いたいから、畜産事業団を含めて改革案をつくらなければならぬとせんよ。今言つたような温室的な方法でやつていってアメリカが納得しますか。あるいは西欧が、南の方でも納得しますか。そういうことでは納得しないという状況に今追い込まれているから私はあえてそういうことを申し上げたんです。

大蔵は、そういう場合においては大変重要な、やはり日本経済に影響を及ぼすわけですから、単に農林だけに任せておくのではなくて、日本経済

としてどうするかということも考えてもらわなければならぬということに特に、委員長もその分野においてはベテランなんですから、政務次官もそのうです、ですからそういうことで、ひとつ改革をしてもらいたい、こういうふうにおいます。

今の答弁も、安い日をつつてはいいまいな答弁を結果的には輸入牛肉についてはいいまいな答弁をしておる。それで、同じ畜産振興事業団はこういうふうなピラを配つておる。それは和牛だけを幾ら安くしたつて生産量そのものが限定されておるのですから、それで解決するとは思いません。もうそれはいいです。

それから続いて、もう時間の関係がありますから、これは通産の方にもお願いしたいし、それから行管の方も実はお願いしたいしております。今の畜産事業団のやり方で牛肉の今後起り得るガット違反の問題あるいはこの輸入の問題は阻止できると思ふますか。イエスかノーか、それを通産、行管、ひとつお答えください。

○川嶋説明員 お答えいたします。畜産事業団につきましては、私どももいたしましては、畜産物の価格の安定あるいは畜産の振興ということ、非常に重要な役割を果たしておられると思ふますけれども、基本的には農林省の所管の問題でございますので、その運営につきましてはコメントを差し控えていただきたいと思いますけれども、通商貿易所管省でございます通産省といたしましては、現下の状況で市場の開放というのが非常に求められているわけでございまして、これは農産物につきましても同じ考え方としておる国内の事情でございます。消費者の問題あるいは農家の問題等々がございまして、この辺の重要な問題につきまして、直接の当事者でございます農林省と十分に協議をして来るべき問題に対処してまいりたいと思つておるところでございます。

○伊原説明員 行政改革との関連でお答え申し上げます。

真剣に受けとめてある次第でございます。

何といましても安全な食料を供給するという
第一次産業の第一責務から申し上げまして、従来
からもいろいろな試験研究ということに加えまし
て関係業界のいろいろな努力あるいは自主的試験
というものにつきまして助成等も行ってきている
わけでございますけれども、ただ、残念ながらこ
ういう広大な海という自然の中の仕事なもので
ございましていろいろと未解明な分野というも
のもございまして、そういうものにつきましては、
従来以上にいろいろな形で我々いたしましては、
力を用いまして、何とか消費者の方々に心配がな
く、しかも漁業生産としても安定的にできるとい
う技術なり体系の確立が一日も早く到来するこ
とをこいねがって全力を挙げてまいりたいと思つて
おります。

○日笠委員 この特別会計に今年度一般会計から
六十七億五千万繰り入れようということでござい
ます。特別会計の漁業共済保険勘定への繰り入れ
をいたしました百六十六億という巨額な金額の残
高が残るわけでございます。これについて、会計
検査院等は当然特別会計でありますから検査をさ
れると思うのですが、何か会計検査院の方から指
摘を受けたようなこと等々ございませぬですか。

○田中(宏尚)政府委員 過去定例的な検査を会計
検査院から受けております。それから六十一年に
も若干集中的に受けておりますけれども、先生た
だいまお話があったような観点からの会計検査院
からの特別の御指摘というものは受けておりませ
ん。

○日笠委員 と申しますのは、五十四年から六十
二年までは一般会計への繰り戻しはあったのです
かなかったのですか。

○田中(宏尚)政府委員 その期間内ではございま
せん。

○日笠委員 そうすると、約六、七年間繰り戻し
はない。残高はどんどんふえる一方である。こう
なりますと、この特別会計の養殖に関する共済は
第二の補助金になるのじゃないか、このようにも

考えられるわけですね。返す見込みがほとんどな
いのじゃないか。果樹共済も今そういうふうな方
向へ行っているということを漏れ伺つておるわけ
でございます。

大蔵省にお伺いいたしますけれども、返済計画
というものはきちつとあるのでしょうか。

○斎藤(次)政府委員 保険事業という性格から、
加入率の推移とか共済事故の発生状況で大きく変
動するものですから、返済計画を立てるのはなかな
か難しいことだと思つております。ただ、私ども
も何となく早く繰り戻していただきたいと
考えておりました、長期的に見ますと収支は均衡
するという保険計算はなつていくというところが一
つ、それから六十三年度において今水産庁の方で
共済制度の加入率の拡充等いろいろな改正を考
えているということもありまして、私どもとしては
早急に返済がされることを期待しておるわけで
ございます。

○日笠委員 今国会の三月上旬に漁業災害補償法
の一部を改正する法律案を提出されようとしてお
るわけでございますが、この中の大きな特徴、い
わゆる剰余金が出るような、そして一般会計へ繰
り戻せるような当然そういうふうな内容がなければ
大蔵省さんとしても繰り入れ繰り入ればかり
が続いたんでは第二の補助金になるおそれもある
と私は思いますが、この提出されようとする法律
案で、剰余金がこうやれば出るだろうというその
核となるといういましうか柱となるようなことは
どういふことがあるのでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 現在、法律の中身につき
ましては政府部内で検討しているところでござい
ますが、いろいろな形で、ただいま大蔵の方から
も答弁がありましたように、何とかこの制度を財
政基盤的にも安定させたいということで、幾つか
の中身を検討しているわけでございます。

一つは、何といましても加入拡大といいま
すか、危険分散を広いす野でみんなに入つてい
だいてみんなで持ち合うというところは、こういう
共済とか保険の一番の要諦でございますので、で

きるだけ優良漁業者を中心といたします加入の拡
大を図りたいということであるいろいろな仕組みを、
例えば、個々に任せておきますとなかなか個人の
自主的な選択だけで入りたいたいというものにつ
きましては、漁協が共済の契約者となるような契
約方式を導入するとか、こういう形で加入の仕方
につきましていろいろなことを考えております。
それから、補償水準これ自体につきまして、例
えば魚種によりまして、具体的にサケ・マス等の定
置、これがこのところ大きな共済金の支払いに
つなげた年も多うございまして、こういうもの
のにつきましての補償水準の見直しを行う。

それからさらに、国と全国漁業共済組合連合会
等との責任分担の仕切り方につきましても、今ま
でのままでいかどうかということについて見直
しているわけでございまして、こういうものが相
乗的に効果を発揮して、何とか長期的に収支の償
う健全な保険会計に持っていきたいと考えてい
るわけでございます。

○日笠委員 貴重な国民の税金でありますから、
本来保険というものは保険料、支払い金額が整合
性を持つて支払いができるというのが健全なあり
方だと思つたので、ひとつ主計局においては第
二の補助金にならないようにしつかりと、今度出
るでありますよう法案についても相談にあずかっ
ていかなければならないのではなかつたかと思
うのですが、その点いかがですか。

○斎藤(次)政府委員 法案の中身につきましては
水産庁ともよく相談をしまして、長期的に保険経
営が安定するようにいたしていきたいと思つてお
ります。

○日笠委員 続いて先ほど申し上げました質問に
移りますが、特に養殖漁業におきます安全性とい
う問題。水産行政も生産重点から、安全性に重点
を置いて消費者に目を向けていく時代に入ったの
ではなかつたか。安全性というものがいろいろマ
スコミ等で報道されまして、町の声を聞きます
と、例えばTBTOと先ほど言いましたけれど
も、養殖の漁網に塗るわけでございますが、本当

に全漁連が言うようにTBTOは禁止されたのだ
らうか。また、新しい漁網防汚剤というものを今
考えようということですが、それも本当に安全な
のだからとか、抗生物質の大量投与でいわゆる
人間に対して、食べた後私たちが今度抗生物質が
効かなくなるといふ問題とか、そういうことが
本当にいろいろマスコミを通じて広く消費者
に行き届いておるのが現状でございます。

そこでお伺いしたいわけですが、このTBTO
というものについては全漁連の自主規制である
のか、それとも水産庁の行政指導であるのか、ど
ちらなのでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 もちろん水産庁といたし
ましても、このTBTOの問題につきましてもは重
大な関心ですつと見守り、いろいろな指導をして
きたわけでございまして、自主的には業界
の全国団体でございまして全漁連が、やはりみずか
らのつくる物の安全性をみずから確保するとい
うことの一環といたしまして、去年の二月にTBTO
の使用禁止を組織決定したわけでございまして
○日笠委員 それ以降、五月ごろの写真週刊誌で
ございましてけれども、養殖をやつておる現地へ
行きまして、現実に使つておるんだというショッ
キングな写真及び記事が出ておりました。です
から、私が先ほど言いましたように、本当に全面的
に使用を禁止したんだろうかという懸念がまだ消
費者にある。これは自主規制なんですね。

そこで、やはりこれは水産庁としては、ある程
度の行政指導を加味した、使つちやいけないとい
うことの行政指導をしていかなければ、かえつて
水産業者、養殖業者にとつてはダメージになるの
ではないか、このように思いますけれども、あく
までも全漁連の自主規制ということを徹底させて
いくのか。しかし、後ほどまた申し上げました
けれども、最近の東京都の検査によりまして、内海
物また近海物、内湾物も含めてこのTBTOの
魚における検出がされておる、こういうことも報
道されておるわけでございまして、そういう意味に
おきまして、このTBTOについてはあくまでも

自主規制に任せっきりなのか、それとも行政指導に委ねていくというふうな考えもあるのか、この辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 事柄の性格からいいます、自主規制といいますが当然行政側が重大な関心で今までも対処してきた話でございますし、それから関係者みずから規制している話につきまして、行政といえども並行して十分指導はやってきているつもりでございますが、今後ともその指導は続けてまいりたいと思っております。

○日笠委員 それでは、出荷する前水産用の医薬品の休業期間を設ける、こういうようなこともございませぬ。これは残留薬といひまじょうか、こういうものを出してはいけないということでございますが、例えばこの休業期間というものに間違いなくやっていくかというのはいはだれがどのようにチェックをしておるのですか、これはあくまでも業者がやっているのですか。

○田中(宏尚)政府委員 水産用の医薬品につきましては、今御指摘がありましたようにいろいろな使用規制というものが講じられているわけでございますけれども、この遵守の徹底方につきましては、国といたしまして、都道府県が現在いろいろ行っていることに対して助成を行っているわけでございます。具体的には、御承知のとおり現在魚類防疫士という方がいるわけでございますけれども、こういうものを核といたしまして、養殖業者に対するいろいろな巡回指導をございませぬか養殖業者に対する説明等々を通じて、こういう使用規制の徹底を図り、これが遵守されるように指導をいたしているわけでございます。

○日笠委員 ですから、だれがチェックをしておるのですか、都道府県ですか。

○田中(宏尚)政府委員 まずは、自分の売る物の安全性について当事者において何とかそういう自意識、自主的な運動というものを期待しているわけでございますけれども、実際の指導なりチェックというものは、全国で二百数十人おります魚類

防疫士という方が第一線でやっている場合が圧倒的に多いかと思っております。

○日笠委員 きょうは時間ありませんが、その魚類防疫士についてもいろいろと、お魚のお医者さんをつくれという説もこの法案をかつて審議したときに出ましたね。いわゆる魚病学というものをきちんと受けた獣医さんがやるべきである、防疫士といったつってしよせんは漁業組合の方であり身内の方だ、こういうふうな意見もあつたことは長官、御存じだと思っております。

ですから、私がしつこいように言っておりますけれども、これからは安全性ということ。高くてもいかに安全なものを食べさせたい、これは親の願いだと思っております。そういうことについて水産庁は、とにかくつくれ、産めよふやせではない、つくれつくれではだめなんです。安全性第一、それからたくさんつくれるということに発想を逆転していかなければ、これはもう、最近のハマチも値段がどつと下がっております。なぜか。これだけT B T Oのごとで騒がれたら、私だつて食べたくないですね。そうでしょう。長官、食べられませぬか、養殖ハマチを。結局そういうことなんです。ですから、何回も言っておりますように、きちつとした体制をつくり、そして消費者が安心できるようなものを公表して、このように水産庁は安全性第一を考えた水産行政をやっております。こうでないと本当に、食べ物というものは三度三度食べるものですから、安心して食べられないということはもう大変なことあります。パニックが起こるわけですね。そういう意味におきまして、どうかひとつ毒性検査もぜひやつてもらいたい。補助金も出しておられるということですが、私は水産庁においてみずからの手でやつていただきたい。

それからT B T Oについても、自主規制ということであれば必ず抜け道があるわけですね。現実には、先ほど私が言いました写真週刊誌でも、二月に全面禁止になつたけれども、五月の取材で使つておるといふ現場が生々しく報道されておつたこ

とも、もちろん当事者の皆さんは御存じでしょう。抜け道はいっぱいある。行政指導なり、結論的には法律事項にでもしなければいけないのではないかと思つていらっしゃるわけですね。そういう意味におきまして、ひとつぜひ安全性第一の水産行政ということで、こういうふうなものについての大綱というか方策というか施策を講じてもらいたい。もつて国民が安心して食卓でおいしくいただける、こういうふうなものにしていかなければならぬときが来たのだ、もう発想を転換しなければいけない、つくれつくれじゃないのだというのをぜひひとつ念頭に置いて今後の水産行政を進めていただきたい、私はこう思うのですが、長官、いかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘が重なっておりますT B T Oにつきましては、先生も御承知と思つておられるけれども、厚生省に設置されたT B T Oの安全性評価検討委員会、ここでは、現状では食品衛生上問題が生じるものとは考えられないという一応の報告が出ておるわけでございますけれども、先生から再三御指摘ありますように、やはり食品というもののいろいろな消費者心理に及ぼす影響というものも、産業政策としても非常に重要な事柄でございます。先ほど冒頭にも申し上げましたように、やはり食料品を提供することを行政対象として我々としていたしましては、そういうことを大きく念頭に置いて仕事を進めるべきと思つておることは当然でございます。

○日笠委員 時間も参りました。きょう運輸省の方からも来ていただいておりますが、既に運輸省さんも御存じだと思つておられる、先日東京都の衛生研究所の方で、市場に流通している魚介類の汚染の問題ということで結果が公表をされておるわけでございます。

この中で、T B T Oについては昨年の二月から自主規制で全面禁止、こういうことで今後私も信用申し上げたい。漁網等はT B T Oは使われないだろう、これは善意でそう理解をしたい。それから問題は、船底、船舶用と言つた方がい

いかもしれませぬ。船舶用塗料、特に船の底にこのT B T Oを塗るわけでございますが、どうでしょう、例えばアメリカとかイギリスとかフランスでこのT B T Oの使用禁止、販売禁止、それからまた制限というものが最近行われておるといふことでございますが、どういふふうな状況でございますでしょうか。

○木本説明員 T B T O系の船底塗料の外国における規制の動きでございますが、まず英国では、昨年の五月にこの塗料の小売の販売を禁止といひますか、規制されたというふうな何つておられます。それから米国でございますが、環境保護庁がこのT B T O化合物の溶出量を一定値以下のものにする、そういった船底塗料を使うといひたようなことだとか、長さ六十五フィート以下の船舶については使用を禁止する、こういったことなどを主な内容といたします規制案を昨年の十月に提案いたしております。現在これについて各界の意見をいろいろ聞いておる段階である、こういうふうな聞いております。

○日笠委員 そうしますと、都立の衛生研究所が調査報告を公表しましたように、今後は船舶の船底の塗料が問題になるであろう、このように言われておるわけですが、我が国においては、船舶になりましてこれは運輸省さんの管轄でございますが、いかように諸外国の例を見習つて対応していかうとお考えか、今後の方向性についてお答え願ひたいと思ひます。

○木本説明員 今後の対策でございますが、まずこのT B T O化合物の一般環境中におきます汚染の状況、そういったものの把握とその評価でございますが、これは環境庁で生物モニタリング調査だとかあるいは瀬戸内海で環境汚染現況調査などをやつておられます、それらの調査結果に対しまして中央公害対策審議会の環境保健部会の化学物質専門委員会というのがございますが、そこでそういった調査結果に対する評価を行つておられます、最近のものでは昨年の十二月に評価が出されておりました、現在の汚染レベルが直ちに危険な

状況にあるとは考えられないが、引き続きその汚染の状況の推移を注意深く監視していく必要があるだろう、こういった趣旨の評価がなされております。

それから、TBT系の化合物というのはいろいろあるわけですが、この船底塗料に用いられておりますTBT系の化合物が、人の健康を損ねるおそれがあるという物質かどうかといった問題につきましては、現在化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というものがございまして、この法律に基づきまして通産省と厚生省においてその安全性の点検が鋭意行われておる、こういう状況でございます。

運輸省といたしましては、そういった環境汚染の状況の推移を見守るとともに、この厚生省との安全性の点検の結果を踏まえまして、関係の省庁とも連絡をとりながら適切に対処してまいりたいというふうな考えでおるわけですが、現在のところは船舶から海洋へ溶け出していきますTBT化合物の溶出量の把握、一体どういうふうななっているのどうかといった調査を鋭意進めておりますほか、関係の事業者団体に対しましてTBT系船底塗料にかわりまして代替品、何か別にかわるいい代替品がないのか、そういった開発等についてその指導に努めておる、こういった状況でございます。

○日笠委員 ですから、漁業関係ではもう恐らく使われなくなる、こういうふうな善意に理解したい。あとは船底塗料ですね。先ほどから御説明いただいたアメリカ、イギリス、フランスもそれぞれ取り締まり規則をつくったり一部使用制限をしたり、こういうことで積極的に先進国と言われている国々はやっているわけでございます。どうして我が国は、イタイイタイ病だとか水俣病を見てもおわかりのとおり後追行政でございます。何かが問題が起これたらやるか、こういうふうなスタイルになっておるわけでございますが、ぜひこういう安全の問題、人間の健康の問題等につきましては、運輸省さんの方も積極的にひとつ

代替塗料も含めて開発についての御尽力、また毒性についての御理解、こういうものも含めつつ、私、本当はいつごろまでにやってもいいかというところを言いたいのでございまして、それぞれ立場があるでしょうから、早急にこういうものについては検討する、アメリカ、イギリス、フランスのいろいろの資料も取り寄せると。そういう使用制限だとか取り締まり規則をつくったということ、それなりの根拠があると思うのです。そういう意味では諸外国のそういう資料も取り寄せる、そして前向きに、積極的に一日も早く結論を出してもらいたい、かように思うのでござい

○木本説明員 私どもも、この問題につきましては重大な関心を持っておりまして、先ほど申しましたとおり、関係省庁とも連絡をとりながら適切に対処してまいりたい、こういうふうな考えでございます。よろしくお願いいたします。

○日笠委員 ぜひひとつ前向きに、積極的にお願いしたいことを御要望しておきます。最後に、日本近海における漁業の活性化また安全性の問題、これは重大な問題でございます。特に、日本海におきましては、漁業秩序等のためヘリコプター搭載型の巡視船をぜひ配置して、こういう強い要望があることは、海上保安庁さんの方へは何回も、六回ほど既に陳情要請が行っているかと思えます。領海侵犯の問題、不法操業に対する取り締まりの問題、そしてまた日本海の漁業に関する秩序維持の問題、海難の捜索、救助、洋上医療体制の確保等々の理由で、迅速かつ広範な行動能力を有するヘリコプター搭載型巡視船を、日本海漁業の核であります境港、これは何隻ぐらい船が入り、幾らぐらいの漁獲量があるというところは当然よく御存じでございます。非常に重要な港湾であることも御存じでありましょう。こういう要請が昭和五十七年から六回ほど海上保安庁さんの方に行っておるかと思えますが、今後の見通しはいかがでありましょうか。

○西山説明員 お答えいたします。海上保安庁といたしましては、昭和五十七年度から進めております広域的哨戒体制の整備の一環といたしまして、日本海においてはその沖合の中部海域にヘリコプター搭載型巡視船一隻を常時配備いたしました。海難救助、それから洋上救急、それから外国漁船や海洋汚染の監視、取り締まり、外国海洋調査船の動静監視等の広範な海上保安業務に従事させることとしております。そのために必要なヘリコプター搭載型巡視船の配属につきましては、これら日本海における業務需要を勘案しつつ、かつまたそのヘリコプター搭載型巡視船の運用、整備、管理等に最も適した海上保安部に配属することといたしてあります。

○西山説明員 現在、広域的哨戒体制の整備として就役しております巡視船は八隻ございます。なお、二隻が建造中でございますけれども、これらにつきましては、二機搭載型巡視船は横濱、一機搭載型巡視船は新潟ということで計画を進めております。

○日笠委員 第八管区は当分計画はないのですか。

○日笠委員 第八管区、日本海漁業の核である境港、予算的にもいろいろ厳しいかと思えますが、先ほどいろいろ理由を並べましたとおり、ここはいろいろ問題の大きい、また海難事故も多いところでございますので、ぜひひとつ前向きに措置を講ずるよう御尽力をお願い申し上げます。最後に長官に、先ほどから安全性の問題を取り上げておりますけれども、特に一つ最後に申し上げたいのは、五十五年の審議のときに、異常赤潮が発生したときにハマチを逃がしてやった方がいのじゃないか、死ぬまで待つよりは、やはり命がある動物でございますから逃がしてやったらどうか。でないと、死ぬのを待って、死んだやつを陸へ揚げて、焼却処分ということが原則なんだと思うんですが、実際にもう焼却処分をせずにそのまま捨てておる。その悪臭とか環境保全の問題とかい

ろい問題があるわけでございますが、最後に長官、五十五年のときにも議題になりました、異常赤潮のときにはハマチを逃がしてやる、このことについて、共済対象になるのかならないのか、ひとつお聞きして、終わりたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 五十五年の当時に先生からそういう御指摘があり、当方としてもその後も検討したようでございますけれども、先生御承知のとおり、漁業共済事業というものは共済保険という仕組みをとっているわけでございます。てん補対象になります事故といたしましては、逃がすというような人間の判断なり人の任意の行動、こういうものを保険事故にすることにつきましては非常に限界がござい

○日笠委員 今度は漁協が加盟単位になるということですが、その漁協が認定して、これはもう逃がしてしまってもいいよ、こういうこともできるわけですね。命あるものがみすみす死ぬのを待つというのは忍びないわけでございます。で、今後ひとつ検討していただきたいことをお願いして、終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○越智委員長 次に、玉置一弥君。○玉置委員 我が選挙区にも漁連が三つございまして、漁業は本当は勉強していかないといけないのですが、京都の場合には、どっちかという生産量が非常に少ないものでございますから水産庁もなかなか相手にしてくれない、こういうところでございます。毎年といいますが、三、四年に一回はこの問題は必ず出てくるのでございまして、漁業共済というよりも水質汚染により被害を受けますか、こういうので毎年なぜこんなに出てくるのかなと思うぐらい出てまいります。この中

でも、特に赤潮の問題はいまだに原因が究明されない、また地域も非常に偏ってきている、こういうこともございまして、これだけ科学が進んだ中で、この例年出てくる問題になぜ対応できないのかという大変な疑問があるわけです。これをまずお聞きしたいのですが、余りにも話が大き過ぎますので、部分的に分けてこれからお聞きをさせていただきます。技術説明という部分を聞きますと、十八分しか時間がございませんので、大体それだけで終わってしまおうと思っておりますので、それを除いてお聞きをします。

まず、例年漁業補償の問題が出てまいりますが、この漁業補償のあり方についていろいろ疑問を持っていらっしゃるわけがございます。大きく言いますと、漁業によって生計を立てている御家庭、いわゆる漁業の専業、こういうところ、あるいは最近では農業はなくなりましてけれども、工場に勤めて、いわゆる兼業をされているところもあられるようにございまして、片方では企業化されて、いわゆる法人としての分野を確保されている、片方ではまさに個人経営というように形で経営をされておられます、かなり企業格差というのが出てきています。これは、こういうふうな気がするわけですね。

ちなみに、いただいた資料によりますと、企業体としては十九万二千ぐらいある、こういうことでは個人経営が、その中で中小が一萬一ほど、ほとんどの形態を占めているものがそのうち一萬、また大規模なところが二百ぐらいしかない、こういう形になっておられます、残り大部分が沿岸漁業を主体にした個人経営、こういうことになっておられます。

我々の地域もそうでございますが、日本の海そのものが海面が非常に入り組んでおりまして、その中に三千三百五十五という地域の漁業協同組合というものがございまして、こういう実態から見ておりまして、共済制度のあり方そのものも非常に規模の小さいところでカバーをふだんされている

のではないかと、こういうふうな思われたいです。母体が小さいということですね。今回の共済の加入率なんかを見ておきますと、たしか二〇%台だと思えますが、五十五年で二六・二%、六十年で二五・二%、むしろ低下をしております、こういうことではございます。共済掛金と支払い金額とを比べてみますと、そんなに悪くはないのですけれども、通常考えられる以外の規模の事故が発生をいたしますと必ず赤字に転落をする、こういうふうな形になっておられます。

先ほどの質問にもございましたけれども、五十九年に一度一般会計へ返している、こういう形になっておられますけれども、どうもその加入状況から見ると非常に細かい共済制度といえますが、そういう感じを受けるわけではございますが、まずその辺についてどういふ感覚を水産庁としてはお持ちになっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 この漁業共済制度のそもそものあれが多数の中小漁業者、こういう方々の経営の不安定なり、あるいはそれが引き起こす生活上のいろいろな問題、こういうものを共済システムで救済しようというところでございまして、そういうすそ野の広い多くの中小の漁業者の方々に、制度そのものの仕組みといたしまして対象としておられるというふうな我々は理解しております。しかし、それが制度全体の財政の健全性なりそういうことにマイナスであってはなりませんので、いろいろと加入促進の努力をございまして、あるいは共済のいろいろな仕組みの改定等というのを、過去も積み上げて行ってきたおられます。

○玉置委員 例え、農業共済の場合には一応従前は府県単位になっておりました、その下に地域農協というものがあられるわけですね。あるいは市町村というものがございまして、そういう中で共済制度として確立をされておられます。今はだんだんと広域化しようというところで、いろいろな共済組合の統合というものが進められておられますけれども、漁業共済の場合にはその共済組合の単位はど

ういうふうになっておられますか。

○田中(宏尚)政府委員 漁業の共済組合の場合には、その漁業の実態なりあるいは共済事業の特性というところからいまして、原則として都道府県単位で共済組合をつくるということ、現在全国で三十九組合というものが単協としては設立されておられます。そしてこれに対応いたしまして、全国で連合会が一つ、その上部組織として再共済関係を結んでいるという形に相なっております。

○玉置委員 農業と違いますが、沿岸ですと、海面といいますが、それを一つのルートにして結ばれていくわけではございまして、例えば京都の場合を例に出しますと、沿岸の距離というものは本当に微々たるものでございまして、兵庫県とか福井県とかははるかに長い海面に接する面を持っております。そういうふうに見ていきますと、府県単位で独立するにはなかなか苦しいようなところがございますので、こういうのは規模が大きければ大きいだけ安定するわけではございまして、規模の小さいか、要するに単位組合の統合化あるいは事務合理化のための、そういう方面でこの方向というものをぜひ打ち出していただきたいと思っております。これについては後で御意見をいただきます。

それから、いつも思うのは、例えば漁業組合がありますけれども、それもこういう沿岸とか以外に、いわゆる内水面での漁業組合というものがあります。我々消費者の立場からいまして、内水面の漁業組合というのはどの程度それによって生計を立てておられるのか、非常に疑問を感じておられます。しかし、実際いろいろな補償問題が出てくる場合には相当数の方が名を上げる、こういうのが実態でございます。また、沿岸について同様にございまして、例えば瀬戸大橋の問題あるいは関西新空港、そういうところの方を見ておられますと、補償をしておられますが、金額が大変な金額に上っているわけですね。

ふだんからいろいろな面で補償しなければならぬ対象になるならば、強制的に共済組合に加入をさせる、こういうことがあつてはどうか。これは実は、先ほども申し上げましたように加入数が二六・二%から二五・二%に減少してきています、こういう問題もあるわけですね、需要と供給というよりも価格面で見た場合、赤潮対策をしなければいけないほど大量に被害が発生をしたというときになりますと、逆にほかの地域についてはそれだけ魚類の値段が上がるといことが今までの例でも出てきておられるわけですね、そういう面から考えますと、ほかの地域の方は被害のためにむしろ恩恵に浴している、こういうことにもなるわけですね、その分やばり掛金として負担をしてもいいのではないかと、こういうふうな思われたいです。母体拡大という意味でも、ぜひ強制加入の方向を検討していただきたいと思います。いかがでございますか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまのお尋ね、二つあつたかと思っております。一つは漁業補償と共済との関係でございますけれども、漁業補償というものは本来事業主体と関係者との間、当事者間での話し合いということ、これにつきましても強制的にどうか、国が有権的に判断するということがいかかと思っております。ただ、国関係のいろいろな公共事業等の補償につきましても、一応その補償対象者の基準というものを過去も国全体として定めておりました、長い間の権利としての積み重ねのある漁業権をきちんと持つておるとか、あるいは許可な漁業の主体であるとか、あるいは自由漁業の際には県なりが判断するかどうかということで、一定の基準は設けておられるわけではございまして、そういう基準の中で当事者間で円満に話していくべきものでございまして、逆に言いますと、そういうものに共済加入というものを条件づける、あるいは強制加入ということをそこから一直線に持つていくということもいかかかという感じがいたしております。

漁業者自身が食品の安全ということから使用を禁止したわけでございます。我々としても、ああいう自主的決定が完全に守られることを側面からいろいろの形で指導してまいりたいと思っております。今後ともああいういろいろな議論を呼んだ薬を使わないで済むように努めてまいりたいと思っております。

○矢島委員 いずれにいたしましても、厚生省で研究しているのを待つとかなんとかじゃなくて、積極的な対応を水産庁はとってもらいたい。

それからもう一つ、先ほどの質問の中で船底塗料の問題なんです、これは運輸省だけではなく、その船底面積からいえば十分の一くらいになりますか、漁船の場合もこれは使われているわけなんです。そういう点で、先ほどの運輸省の答弁につきましてはお聞きしたのですが、漁船の船底の塗料としてTBT-Oが使われている問題、これはまた重要なことじゃないかと思うのです。これがいわゆる有機性殺菌剤を使われていて毒性が強いということから、ハマチの背が曲がるいわゆる側わん症と呼ばれておりますが、こういう現象も実際確認されている。国民の食生活にも重大な影響を及ぼすし、同時に自然の魚あるいは海産物にその汚染が非常に心配される。ですから、漁船の船底塗料としてのTBT-Oに対しては、水産庁としてはどうお考えになるか。

○田中(宏尚)政府委員 漁船のTBT-Oの使用量は、現在百トン程度と我々考えておるわけでございませぬけれども、御承知のとおり六十一年度の生物モニタリング調査に基づきまして、環境庁の中央公害対策審議会、ここでは、環境汚染の状況等を総合的に判断すれば、現在の汚染レベルが直ちに危険な状態にあるとは考えられないが、引き続きいろいろな検討をする必要があるというふうな御意見もいただいております。我々もいたしまして、漁船というものを行政対象にいたしてございませぬ水産庁ではございませぬけれども、運輸省とも十分協議をしながら、船底塗料全体の問題に取り組みたいと思っております。

○矢島委員 環境庁あるいは厚生省等の結果待ちじゃなくて、ひとつ積極的な対応を水産庁もやってもらいたい、このことを要望しておきたいと思っております。

それから、時間がありませんので次の質問に入りますが、実はこれは大蔵大臣いらつしやれば大蔵大臣に思ったんですが、政務次官いらつしやいますので、わかっている範囲内でお答えいただきたいのです。

一つは、相沢代議士の申告漏れ問題なんですけれども、新聞報道によりますと、五十八年から六十年までの三年間、株の売買で得た所得約二億円を申告せず修正申告をしておる。追徴税額として過少申告加算税を含めて約一億四千万、こういうような報道があるんですけれども、このことが事実であるというふうにご確認していらつしやるのでしょうか。

○日向政府委員 御指摘の件につきまして報道がされたことは承知しておりますけれども、個別にわたる事柄であり、私どもから言うことは差し控えてさせていただきます。私どもから言うことは差し控えていただきます。私どもから言うことは差し控えていただきます。

○矢島委員 相沢代議士はきょうの午後の本会議で法務委員長を辞任する、その理由としてこれを挙げておられるわけですから、本人も責任を感じているんだらうと思うのですけれども、しかし実際に相沢代議士の経歴は、もう多くの国民もこういう人が脱税するのだからというふうな意見まで投書が新聞に載るようになっています。大蔵省で長い間主計局長とかあるいは事務次官とかを歴任した方なんです。知らなかつたとかうっかりしたということでは済まされないう、またそのことが国民に非常な不信感を及ぼしているというところは御案内のことだと思います。過少申告加算税ということで行ったようでありませぬけれども、こういう問題、重加算税を課して当然だと、こういうふうには私には思っております。この点についていかがでしょうか。

○日向政府委員 個別の事柄につきましては、先ほど私が申し上げましたとおり、私どもから申し上げることは差し控えていただきます。私どもから申し上げることは差し控えていただきます。

ます。したがって、今委員御指摘の加算税の取り扱いについても同様でございますけれども、ただ一般論として申し上げますと、例えば家族名義等の借名で株式の取引を行うことは、私どもも税務調査をすつとてまいりました場合、往々にして見受けることでございまして、この場合は比較的その取引や取引に基づく所得の帰属につきましてもの把握が容易でございます。したがって、その実態によりましては課税のもとになる事実につきまして、重加算税の適用条件となります。いまは仮装をしているという判断に一般論として立ち至らないというケースがあるということでございます。

○矢島委員 どうも納得できませんけれども、極めて時間が切迫しておりますので、最後に一つ政務次官にお願いしたいのです。

キャピタルゲインに対する課税を強化すべきだ、こういうことなんです、政府税調も原則非課税を原則課税へと強化する方向だということが言われております。こういう状況の中で渡辺政調会長などが、キャピタルゲイン課税については少女趣味だとかあるいはひびがみ根性だというような水を差す発言もあつたようでありませぬけれども、この問題で前に宮澤大蔵大臣に私も質問したことがあるのですが、キャピタルゲインもあればキャピタルロスもあるとか、あるいは捕捉の困難性だとかいろいろ答弁されておりますけれども、やはり国民の間にあるのは、とりわけこういう一つの事件を契機にしてキャピタルゲイン課税を強化することが大型間接税導入よりも先ではないか、こういう意見が非常に多いと思うのです。やはりキャピタルゲイン課税というものを強化することを真剣に検討すべきときではないかと思うのです。政務次官の御見解を……。

○平沼政府委員 今回行っております税制改革は、所得、消費、資産等の中で均衡がとれた安定的な税体系の構築を目指したものであります。したがって、御指摘の有価証券譲渡益課税を含めた資産課税の適正化も重要な課題になっております。

は事実でございます。有価証券譲渡益についても、他の所得と同様に原則課税をすることが望ましい、こう考えております。

大臣もかつて御指摘になられました。有価証券取引を把握する体制がまだ十分に整備されてない、そういう状況の中で原則課税に移行した場合にまた新たな不公平を生ずる、こういうおそれもあるところでございますので、そういう観点から、これまで御承知のように段階的な課税強化を行つてきたわけでありませぬ。現在、有価証券取引に対しては別途流通税として有価証券取引税、例えば昭和六十一年度税取では約一兆四千億あるわけでありませぬけれども、こうした課税が行われていくわけでありませぬ、所得課税としては課税ベイスの脱税がなお大きいという御批判もあることは承知して、この問題にどのように対処していくか、どういふことが適当かということはやや各方面の御意見を十分に承つて、引き続き税制の抜本改革の一環としてこれは真剣に検討を加え取り組んでまいりたい、このように思つておるわけでありませぬ。

○矢島委員 十分に研究、検討されることを望みます。時間ですので質問を終わりたいと思つた。○越智委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○越智委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○越智委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○越智委員長 次に、昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、昭和六十一年度政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約六億円と見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及び概要であります。

昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する

法律案
〔本号末尾に掲載〕

○越智委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 ただいまの法律案につきましては、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○越智委員長 お諮りいたします。

本草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○越智委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に充てるための法律

1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十一年度において、一般会計から、六十七億五千

八十七万円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和六十一年度における異常な赤潮による養殖はまの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金についての所得税の特例

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除

き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

〔法人税の特例〕

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七条に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十一年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価格を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和六十一年度政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本草案施行に要する経費
本草案施行による減収見込額は、約六億円である。

第一類第五号

大蔵委員会議録第二号

昭和六十三年二月十六日

昭和六十三年二月二十日印刷

昭和六十三年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K